

第8章 具体的な誘導施策

第8章 具体的な誘導施策

8-1 具体的な誘導施策

1. 計画推進方策

人口減少や高齢化社会の進展，財政の制約など，厳しい社会情勢の中で，目指すべき将来都市構造を実現させていくためには，計画的かつ効率的な取り組みが必要です。

また，関係部署が今後策定する計画や実施する施策については，本計画で目指すべき将来都市構造や基本方針，居住誘導区域，都市機能誘導区域や誘導施設と整合性を図り，持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティの実現に連携して取り組みます。

基本方針① 都市機能がコンパクトに集積し，利便性の高い持続可能な都市

地域の特性に応じて，日常生活に必要な都市機能施設が充実した利便性の高い拠点を形成するとともに，拠点間や公共交通空白地について，利用実態や住民ニーズに応じて公共交通ネットワークの充実を図り，地域が多彩に輝く持続可能な都市の実現を目指します。

(1) 竹原市公共施設ゾーンにおける各公共施設の一体的・総合的な再整備

- (ア) 市民の誰もが利用しやすい市庁舎とするため，各部署の効率的な配置，ユニバーサルデザインへの対応，防災機能の強化等を図ることにより，魅力的で市民が誇りに思える市庁舎の整備に取り組みます。
- (イ) 現市庁舎周辺の老朽化した公共施設の再編を進めるため，図書館，児童館，市民ホール，総合地域交流センター等の複合施設整備に取り組みます。
 - ・中高生の市外流出に歯止めをかけるための，子ども達の『学べる環境』の創出
 - ・地域コミュニティ強化を図るため，心地よい空間づくり『市民が集まれる場』の創出
 - ・長期的視点に立った税収を確保するため，『市内企業による投資と地域経済循環モデルの構築』など
- (ウ) 竹原の経済を支える市内企業の廃業防止，事業拡大や活性化，新規創業件数の増加など，経済の活性化や安定的な雇用確保を目的とした活動拠点として，「(仮称)竹原市まちおこしセンター」を整備し，地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 中心市街地への認定こども園整備

- (ア) 教育・保育施設の適正規模，適正配置や，就労形態の多様化による共働き世帯の子育て支援などのため，利用者にとって利便性の高いまちの中心部に，**認定こども園の整備**に取り組みます。

(3) 地域特性，市民ニーズに応じた持続可能な公共交通施策の推進

- (ア) 本計画で目指すべき将来都市構造や各区域設定等を踏まえ，今後の高齢化社会に対応して，将来にわたり持続可能な地域公共交通のあり方について検討し，市民にとって公共交通を利用しやすい環境の創出と利用促進につながる普及啓発活動に取り組みます。
- (イ) 地域公共交通に関する市民ニーズや現状分析を踏まえ，市民・学識経験者・交通事業者等による地域公共交通会議において総合的，多角的な検討を行い，官民が連携して具体的な公共交通施策に取り組みます。

基本方針② 地域資源と特性が有効に活用され，魅力と賑わいに満ちた都市

自然資源，歴史・文化的資源，町並み景観や田園景観などの活用による竹原らしい景観の創出を図るとともに，各種地域資源を活用した観光地の魅力化，交流の場の創出を図り，地域の特性に応じた魅力ある拠点の形成を目指します。

(1) 竹原町歴史的風致維持向上地区における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

- (ア) 重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を保存・活用するため，空き家・空き店舗対策への積極的な取り組み，観光資源としての魅力向上を図り，観光まちづくりに取り組みます。
- (イ) 松阪邸や森川邸など，歴史的建造物の活用方法について検討します。
- (ウ) 重要伝統的建造物群保存地区における，土砂災害や火災等の防災対策を積極的に実施し，安心できる住環境形成に取り組みます。

(2) 歴史的景観など固有の景観の維持・向上などにより，竹原らしさを継承する個性的な景観づくりの推進

- (ア) 景観計画，景観条例の制定など，総合的な景観施策により歴史的な景観を保全するとともに，観光客の回遊性に資する景観形成に取り組みます。
- (イ) 市民等と行政との協働により，魅力的な景観の創出に取り組みます。

(3) 観光客の回遊性向上に取り組むなど，まちのにぎわいづくりの推進

- (ア) 観光・交流拠点をめぐる観光ルートの整備などに取り組みます。(案内板の充実，駐車場，駐輪場の確保など)
- (イ) 地域住民等が主体となったおもてなし機能の強化を図るなど，観光客をまちなかへ誘導し，都市の魅力向上に取り組みます。

(4) 遊休化した公的不動産を有効活用することにより地域の特徴を活かした都市の魅力向上の推進

- (ア) 統廃合される小学校や幼稚園・保育所の跡地など，公共未利用財産について，都市の魅力向上に資する活用方法について検討します。

基本方針③ 安全、快適で定住環境が整い、若者、子育て世帯、高齢者が定着する都市

道路、公園、下水道等の都市基盤整備、まちのバリアフリー化、子育て環境の整備、防災都市づくりなどにより、若者、子育て世帯、高齢者など誰もが安全・快適に暮らせる定住環境が整った都市の実現を目指します。

(1) 計画的な市街地形成により、若者や子育て世帯にとって良好な居住環境づくりの推進

- (ア) 新開土地区画整理事業の計画的な事業進捗を図ることにより、各種都市機能が集積した中心市街地へ、緩やかな居住の誘導を図ります。
- (イ) 道路、公園、下水道など都市基盤整備を進めることにより、良好な居住環境の創出に向けて取り組めます。

(2) 子育て世帯にとって魅力的な認定こども園整備

- (ア) 教育・保育施設の適正化、就労形態の多様化による共働き世帯の子育て支援のため、市民にとって利便性の高いまちの中心部に認定こども園の整備に取り組めます。

(3) 既成市街地における空き家・空き地の有効活用と適正な管理などにおける良好な居住環境の形成

- (ア) 竹原市空き家等対策計画に基づき、空き家化の抑制・予防・適正管理・管理不全の空き家等の解消、跡地活用の観点から、計画的な施策推進に取り組めます。
- (イ) 竹原市まちなか賑わい創業支援助成制度などの活用により、空き店舗等の活用について重点的な支援に取り組めます。

(4) 地域コミュニティの強化により、子どもから高齢者まで安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- (ア) 公民館等の地域交流センターへの移行により、住民自治組織の活動を強化・支援し、地域コミュニティの活性化に取り組めます。

(5) 都市の魅力向上により、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりの推進

- (ア) 利便性の高い都市機能をまちなかへ配置することにより、高齢者の外出機会の創出に取り組めます。
- (イ) 過度に依存する車社会から脱却するため、利便性の高い公共交通について検討し、高齢者の歩行機会の創出に取り組めます。
- (ウ) 歩行者空間、公共施設のバリアフリー化や事故の危険性の高い交差点などの改良、改善を図り、高齢者が移動しやすい環境整備に取り組めます。

2. 公的不動産の活用について

公共施設等の維持コストや少子高齢化による住民ニーズの変化や人口減少による公共建築物の利用需要低下等を背景とした、市の所有する公共施設や公有地など公的不動産の利活用等の状況を踏まえ、都市機能誘導区域や居住誘導区域と連動した公共施設の適正な配置や管理・運営手法を検討し、竹原市公共施設等総合管理計画と整合性を図ります。

(1) 既存ストックの維持・活用

人口減少が進展する将来においては、既成市街地の低密度化は都市機能の衰退や公共投資の非効率化など、都市の活動に支障をきたすことになります。将来にわたって各種都市機能を維持するためには、将来の人口規模や住民ニーズ、財政負担を考慮して、適正な再配置や地域の実情に応じて更新することにより、都市の魅力を向上し、一定の人口密度を維持する必要があります。また、郊外部においては、公民館等の各拠点機能を強化し、地域住民のコミュニティ活動の維持・充実を図ります。

(2) 遊休化した公的不動産の活用

小学校や保育所等の統廃合などによる遊休化した公的不動産や、今後新たに配置・集約が必要となる施設については、民間活用も含めて、地域のにぎわい創出や都市の魅力向上につながる活用方法について検討します。

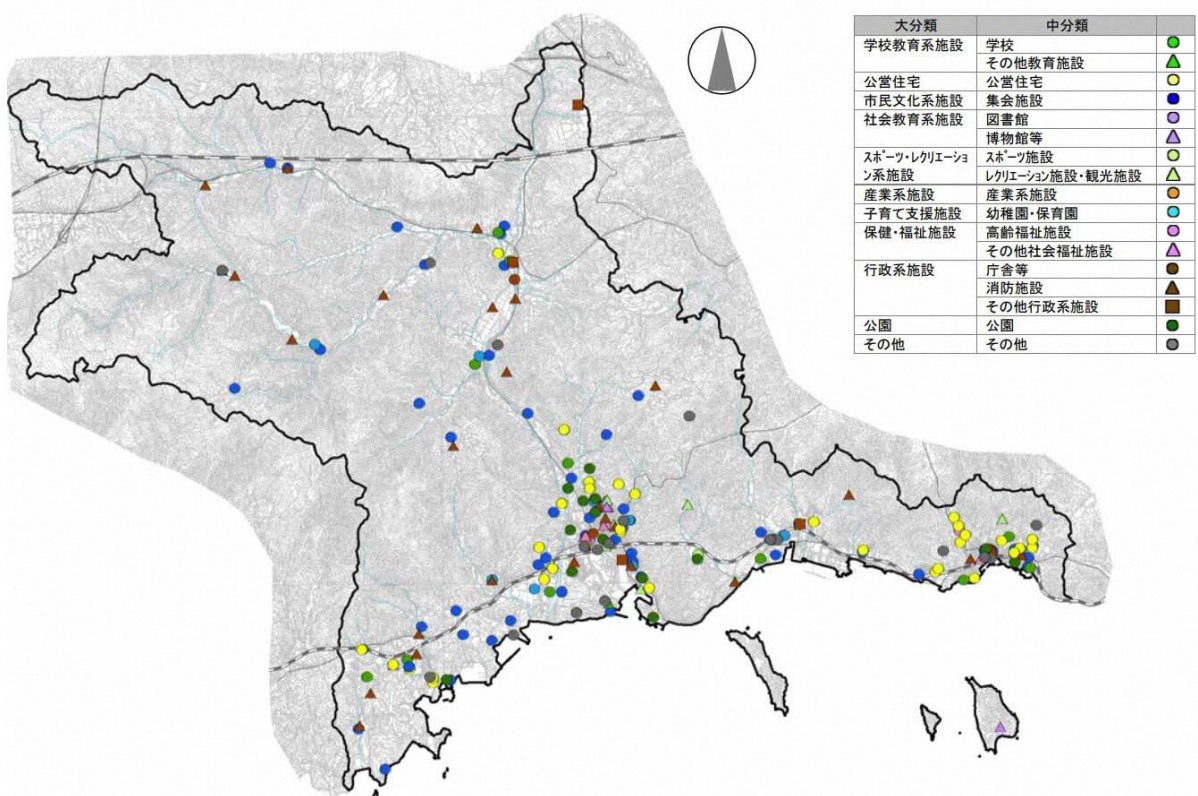


図 公共建築物の分布状況
資料：竹原市公共施設等総合管理計画